

# 柏市木造住宅耐震改修費補助金交付要領

制定 平成20年6月17日

施行 平成20年7月 1日

## 1 趣旨

この要領は、柏市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成20年6月11日制定。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

## 3 耐震診断の方法

要綱第2条第2号に規定する耐震診断で市長が別に定める方法とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に記載された一般診断法又は精密診断法をいう。

## 4 木造住宅耐震診断士

要綱第2条第3号に規定する市長が別に定めるところにより本市の登録を受けた者とは、「柏市木造住宅耐震診断士登録要領」（平成18年5月10日制定）に定める柏市木造住宅耐震診断士登録証の交付を受けた者をいう。

## 5 耐震改修工事の施工者

要綱第2条第5号に規定する市長が別に定める要件を満たすものとは、本市の区域内に本店、支店又は営業所を開設しているものをいう。ただし、当該工事の請負代金の額が5,000,000円以上となる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていなければならない。

## 6 補助対象者等

(1) 要綱第3条第1項に規定する補助金の交付を受けることができる者で、当該木造住宅を共有している場合にあっては、次の要件に該当するものであること。

ア 共有者から委任を受けていること。

イ 共有者が既に補助金の交付を受けていないこと及び補助金の交付の決定を受けようとする日の属する年度に補助金の交付の決定を受けていないこと。

ウ 共有者が補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度の市民税，固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと。

(2) 要綱第3条第1項ただし書き及び同条第2項第3号に規定する補助金の交付の決定を受けようとする日の属する年度に補助金の交付の決定を受けている場合とは，申請希望者が，補助金の交付申請日の属する年度に，同一又は別の木造住宅について補助金の交付を申請する場合を含む。

#### 7 耐震診断をできる者

要綱第3条第2項に規定するその他市長が別に定めるものによる耐震診断とは，次のいずれかの者による耐震診断をいう。

(1) 一般財団法人日本建築防災協会（旧・財団法人日本建築防災協会）が主催する国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習（旧・木造住宅の耐震診断と補強方法講習会）の課程を修了している者

(2) 千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）の課程を修了している者

#### 8 事業計画書

要綱第6条第1項第2号に規定する事業計画書とは，補強工事に関する設計内容を記載した書面等をいう。

#### 9 設計図書

要綱第6条第1項第3号に規定する設計図書とは，耐震改修工事实施のために必要な耐震改修工事設計図，補強計算書，工事内容内訳明細書及び特記仕様書等をいう。

#### 10 対象経費の見積書又はその写し

要綱第6条第1項第8号に規定する見積書又はその写しは，設計費・耐震改修工事費・工事監理費の対象事業と対象事業以外とに分けて記載されたものとする。

#### 11 耐震診断をした者に係る要件の具備を証する書類

要綱第6条第1項第10号に規定する要件の具備を証する書類

とは、木造住宅耐震診断士の登録証、一般財団法人日本建築防災協会（旧・財団法人日本建築防災協会）が主催する国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習（旧・木造住宅の耐震診断と補強方法講習会）又は千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）の修了証をいう。

#### 1 2 耐震改修工事を行うものに係る要件の具備を証する書類

要綱第6条第1項第11号に規定する要件の具備を証する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 本市の区域内に本店、支店又は営業所を開設していることが確認できる書面等。

(2) 当該工事の請負代金の額が5,000,000円以上となる場合は、(1)に加え、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項本文の許可証の写し。ただし、当該許可証で(1)の要件が確認できる場合は、(1)を兼ねることができる。

#### 1 3 申請書添付書類の省略

要綱第6条第2項の規定により、柏市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる書類を省略できる。

(1) 要綱第6条第1項第5号に掲げる書面の写し

(2) 要綱第6条第1項第7号に掲げる報告書の写し

(3) 要綱第6条第1項第10号に掲げる書類の写し

#### 1 4 耐震改修工事の着工時期

規則第3条第1項により耐震改修工事の着工は、補助金交付決定通知書の交付を受けてからとする。

#### 1 5 検査

要綱第9条第1号に掲げる検査は、立会い検査願い申請書により行うものとする。

#### 1 6 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

##### 附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。